

7 北 産 第 4 2 号
令 和 7 年 2 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北塩原村長 遠藤 和夫

市町村名 (市町村コード)	北塩原村 (07402)
地域名 (地域内農業集落名)	下川前地区 (下川前)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月12日 (第1回)R7.1.31

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中山間地域等直接支払交付金を活用し管理を行っているが、傾斜地や不整形地が多く作業効率が悪い状況である。また、担い手の高齢化が進み、後継者も不足しているため、10年後は遊休農地となってしまう可能性が懸念されており、その対策も喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:1名、認定新規就農者:0名、主な作物:水稻、きゅうり、そば

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物である水稻を作付けしている農地については、引き続き営農を続け守っていく。今後、高齢の個人農業者がリタイアした場合、耕作放棄地が増加する事が懸念されるため、地区内外の担い手への集積を行う必要がある。また、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して維持管理していくなど、継続的に利用方法の検討を行っていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とするが、維持管理及び保全管理が行われる区域については今後具体的な取り組みが検討された際に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手が10年後、20年後も営農しやすい環境をつくる。
農地集約による効率化と農作業の省力化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については農地中間管理事業の活用を基本とし、担い手への集積・集約化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手が営農しやすくするため基盤整備を考えていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

会津農林事務所、JA、農業委員会等と連携し、地域内外から多様な人材を募集し切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

村農業法人の株式会社あいばせと調整し、農作業委託を促進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ブームモアによる草刈りやドローンによる病害虫防除を実施する。

⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全管理を継続する。

⑧米やそばの乾燥調製施設の整備に取り組む。